

改正

平成24年3月30日規則第22号

平成24年6月1日規則第28号

平成24年12月19日規則第50号

平成25年3月28日規則第11号

平成27年3月31日規則第33号

平成28年3月31日規則第17号

平成29年3月31日規則第12号

平成31年3月20日規則第21号

富津市債権管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富津市債権管理条例（平成23年富津市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(債権の分類)

第2条 条例第2条第4号に規定する非強制徴収公債権は、次に掲げるものをいう。

- (1) 富津市行政財産使用料条例（昭和56年富津市条例第17号）第2条、富津市公共用財産管理条例（平成13年富津市条例第27号）第13条及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条に規定する公の施設（法第244条の2第8項に規定する利用料金を指定管理者が収受するものを除く。）に係る使用料
- (2) 富津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成6年富津市条例第5号）第24条第1項、第25条第1項、第27条及び第28条、富津市手数料条例（平成12年富津市条例第5号）第2条、富津市消防手数料条例（平成12年富津市条例第6号）第2条並びに千葉県屋外広告物条例（昭和44年千葉県条例第5号）第20条に規定する手数料その他の法第227条に規定する手数料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公法上の債権であって強制徴収公債権でないもの

2 条例第2条第5号に規定する私債権は、次に掲げるものをいう。

- (1) 公営住宅法（昭和26年法律第93号）第16条に規定する家賃
- (2) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する給食費

- (3) 前2号に掲げるもののほか、私法上の原因に基づく債権であるもの
(管理の分掌)

第3条 債権の管理は、当該債権が発生した事務及び事業を所管する部の長(以下「部長」という。)が行うものとする。

(総合調整)

第4条 総務部長は、債権の管理の適正を期するため、その管理の手續に関し必要な事項を定め、状況を把握し、及び必要な調整を行う。

- 2 総務部長は、債権の管理の適正化を図るため、必要があると認めるときは、部長に対し、その所管に属する債権について、その状況に関する資料の提出及び報告を求め、実地について調査し、その結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

(債権管理者の設置)

第5条 債権の管理を適正に行うため、部に債権管理者を置く。

- 2 債権管理者は、債権を所管する課の課長とする。
- 3 債権管理者は、上司の命を受け、次に掲げる事項を処理するものとする。
- (1) 債権の状況を把握すること。
- (2) 債権の処理を推進すること。
- (3) 債権について必要な指導及び調整を行うこと。

(債権情報の利用)

第5条の2 条例第5条第2項に規定する債権管理者間における債権情報の利用は、債権管理調査書兼回答書(別記様式)によるものとする。この場合において、当該情報に地方税に関する情報(地方税法(昭和25年法律第225号。以下この項において「法」という。)の規定による情報のことをいう。)が含まれるときは、当該債権管理者は、徴税吏員(法第1条第3号に規定する徴税吏員をいう。)に命ぜられたものとみなす。

(債権管理台帳の整備)

第6条 債権管理者は、その所管に属する債権を適正に管理するため、債権管理台帳を整備するものとする。

- 2 前項の台帳に記載する事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の氏名及び住所
- (3) 債権の額

- (4) 債権の発生及び徴収に係る履歴
- (5) 前各号に掲げるもののほか、債権管理のため必要な事項
(債権管理本部等の設置)

第7条 債権管理の徹底及び適正化に係る取組を全庁的に推進し、公正かつ健全な行財政運営に資するため、富津市債権管理本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 本部は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市が有する債権に関する状況把握及び情報交換
- (2) 滞納の未然防止、回収強化その他収入未済の縮減に係る取組方針等の策定
- (3) 債権管理に係る取組の進行管理
- (4) 前3号に掲げるもののほか、債権管理の徹底及び適正化の推進に関すること。

3 本部は、本部長、副本部長及び委員で組織し、別表第1に掲げる職にある者により構成する。

4 本部の会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 本部長は、必要があると認めるときは、職員又は専門的知識を有する者に本部の会議への出席を求め、又は意見を聞くことができる。

7 債権管理に係る関係各課の連絡調整を円滑に進めるため、本部に債権管理調整会議（以下この条において「調整会議」という。）を置く。

8 調整会議は、別表第2に掲げる職にある者により構成する。

9 調整会議の会長は、総務部財政課長とし、必要に応じて前項の者以外の者を調整会議の委員に加えることができる。

10 本部及び調整会議の事務局は、総務部財政課に置く。

(督促)

第8条 条例第6条第1項の規定による督促は、履行期限経過後20日以内に督促状により行うものとする。

2 前項の督促においては、督促状を発する日から10日以内において納付すべき期限を指定する。

(督促後の期間)

第9条 条例第10条第1項の規則で定める相当の期間は、1年を超えない期間とする。

(私債権の放棄)

第10条 部長は、条例第15条の規定により私債権を放棄するときは、あらかじめ総務部長に協議しなければならない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、債権の管理に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第7条及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(老人福祉法第11条の規定による措置に要する費用の徴収に関する規則の一部改正)

- 2 老人福祉法第11条の規定による措置に要する費用の徴収に関する規則（昭和52年富津市規則第15号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(富津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則の一部改正)

- 3 富津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則（昭和52年富津市規則17号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(富津市行政組織規則の一部改正)

- 4 富津市行政組織規則（昭和46年富津市規則第5号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(富津市財務規則の一部改正)

- 5 富津市財務規則（平成8年富津市規則23号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成24年3月30日規則第22号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成24年6月1日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月19日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月28日規則第11号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日規則第33号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日規則第17号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月31日規則第12号）

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月20日規則第21号）

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 7 条関係）

- 1 本部長 副市長
- 2 副本部長 総務部長
- 3 委員 市民部長、健康福祉部長、建設経済部長、会計管理者、教育部長

別表第 2（第 7 条関係）

総務部財政課長、市民部税務課長、徴収対策室長、健康福祉部子育て支援課長、介護福祉課長、国民健康保険課長、建設経済部都市政策課長、建設課長、商工観光課長、教育部教育総務課長、学校教育課長

別記様式（第 5 条の 2 関係）

債権管理調査依頼書兼回答書

番 号						
対象者	ふりがな					
	氏	名				
	住 所					
	生 年 月 日					
	性 別					
滞納	有 ・ 無					
生活状況	連絡手段・電話					
	世帯構成					
	世帯主との関係					
	同居人の有無					
	収入	収 入 額				
		勤務先情報				
		生活保護認定				
滞納・納付状況	滞納	滞 納 総 額 (延滞等を除く)				
		債 権 種 類				
	納付	納付あり				
		自主的				
		相談結果による				
			定期納付額			
			履行状況			
		納付なし				
		最終納付年月				
財産調査	預 金					
	生 命 保 険					
	その他の債権					
	動 産					
	不 動 産					
処分	差 押 中					
	差押計画中					
	そ の 他					
	処分の停止					
その他の参考事項						